

はじめに

本県では、「滋賀県協同農業普及事業の実施に関する方針」を策定して普及事業の基本的な方向と活動方法を明確にし、「しがの農業・水産業新戦略プラン(平成23年3月策定)」のもと、農業の持続的発展に資する普及活動を展開しています。

活動にあたって「担い手等に対する技術の改善および経営の発展に向けた支援」、「活力ある水田農業の展開と需要に応える園芸作物等の生産・流通の取組に対する支援」、「安全な農産物の生産および環境と調和のとれた農業生産の取組に対する支援」、「魅力ある農業・農村の創造に向けた取組に対する支援」、の4つを重点課題に定め、地域の実情にあわせた普及活動を推進しています。

今年度については、集落営農の法人化は新たに18法人が増え、また水田野菜の作付面積は92ha拡大し、GAPに取り組む組織は16増、国支援制度の変更で後退が懸念された環境こだわり農業についても、水稻の取組み面積は101%を確保し、さらに獣害被害対策に集落ぐるみで取り組む集落は244集落になるなど等の成果をあげることができました。

これらの成果は、日頃より普及活動にご理解をいただいております農業者や関係機関の方々との信頼関係、協力・連携なしには、成し得ないものです。

関係者の皆様に厚くお礼申し上げますとともに、今後もより一層のご支援ご協力をお願いします。

平成25年3月

滋賀県農政水産部農業経営課

課長 臼居 仁司